



The Miyakonojo

Center For Gender Equality

～ News Letter ～

Index/ 女性に対する暴力をなくす運動
ジェンダー平等を実現するために
男女共同参画センターの活動紹介

D V や性暴力の悩み、

受け止めてくれる人がきつという。



毎年11月12日から11月25日までの2週間は、
「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

本来、暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。しかしながら、暴力の現状や男女の置かれている社会構造の実態を直視するとき、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要があります。

女性に対する暴力の背景には、「女性は男性にしたがうべき」「少々暴力的な方が男らしい」などといった誤った認識や根深い偏見が存在します。暴力をなくすには、一人ひとりが『決して暴力を容認しない』ことをしっかりと意識することが必要です。みんなの力で、暴力のない社会を作っていきましょう。

※毎年11月25日は国連が定めた「女性に対する暴力撤廃の国際デー」です。



女性に対する暴力とは

●DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人・パートナーなど親密な関係にある、又は親密な関係にあった相手からの暴力のことをいいます。



DVの種類	暴力の例
身体的暴力	殴る、蹴る、物を投げつける、髪を引っ張る、引きずりまわす、刃物などを体に突きつける
精神的暴力	大声で怒鳴ったり、おどしたりする、無視する、人前で侮辱的、差別的発言をする
経済的暴力	生活費を渡さない、お金を取り上げる、就職や仕事を続けることを妨害する
性的暴力	性的行為を強要する、避妊に協力しない、見たくないポルノビデオや雑誌を見せる
社会的暴力	交友関係や電話を細かく監視する、外部との接触を制限する
子どもを利用した暴力	子どもの前で暴力をふるう、子どもに危害を加えると言ったり、取り上げるぞとおどす

●セクシュアル・ハラスメント

いわゆる性的いやがらせで、相手を不快にさせる性的な発言や行動をいいます。職場におけるセクハラは、二つのタイプに分類されます。

【対価型セクハラ】

職場の地位や権限を利用して性的関係などを強要し、それを否定する者に解雇、降格、減給などの不利益を与えること

【環境型セクハラ】

視覚的なものや意に反する性的言動によって職場環境が不快になり、働く上で大きな支障が生じるもの



●ストーカー行為

恋愛や好意の感情、またはその感情がみたまされなかったことへの恨み等の感情から、特定の人に繰り返しつきまとう等の行為をいいます。

- ① つきまとい、待ち伏せ、押し掛け、うろつき
- ② 監視していると告げる行為
- ③ 面会・交際等の要求
- ④ 乱暴な言動
- ⑤ 無言電話、連続した電話・FAX・手紙・メール・SNSのメッセージ等
- ⑥ 汚物などの送付
- ⑦ 名誉を傷つける
- ⑧ 性的しゅう恥心の侵害
- ⑨ GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等



●売買春、人身取引（トラフィッキング）

売買春は、性を商品化し、金銭などにより売買するものであって、人の尊厳を傷つけ、人権を軽視するものです。売買春で性の商品化を求められるのは、ほとんどが女性です。

人身取引とは、暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの手段を用いて、支配下に置かれたり、引き渡されたりして、売春や性的サービス、労働などを強要される犯罪です。

●性犯罪

性的行為は、個人の自由な意思決定に基づいて行われるべきものです。性犯罪とは、そのような意思決定をすることが難しい状態で行われてしまう性的な行為をいいます。



STOP！性暴力

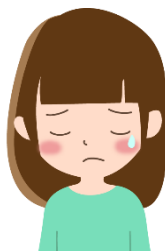
あなたの「からだ」と「こころ」は、あなた自身のものです

いつ、どこで、だれと、どのような性的な関係を持つかは、あなたが決めることができます。

同意のない性的な行為は「性暴力」です

- 相手と対等な関係でなかったり、嫌だと言えない状況であったりしたなら
本当の同意があったことにはなりません。
- 一つの行動に同意をしたとしても、他の行為に同意したことにはなりません。
同意のない性的な行為は、犯罪となる場合もあります。
- 例えば・・・

- ・着替えやトイレ、入浴をのぞかれた
- ・プライベートゾーンを触られた
- ・望まないキスや性行為をさせられた
- ・避妊に協力してくれない
- ・アルコールや薬物を使用して性行為をされた
- ・下着姿や裸の写真、動画を撮られた
- ・SNS で知り合った相手から性的な被害を受けた



●家族・友人・知人が被害にあった時、身近な人可以ること

- ・被害者が安全な場所にいるか確認してください
- ・「あなたは悪くない」と繰り返し伝えてください
- ・信じて話を聞いてください
- ・気持ちを丁寧に聞き、そのまま受け止めてください
- ・気を付けてほしい**ことば**

×「それほんと？」

×「なぜそんなことになったの」

×「そんな服、着ていたから」

×「〇〇に相談すべき」

×「たいしたことない」

×「負けるな」



ジェンダー平等を実現するために

- 社会的・文化的につくられた男女の違いを「ジェンダー」と言います

●アンコンシャス・バイアス(Unconscious Bias/無意識の偏見)への気づきは、ジェンダー平等の社会への第一歩

アンコンシャス・バイアスは誰にでもあって、あること自体が問題というわけではありません。過去の経験や知識、価値観などに影響を受けて、自然に培われていくため、無意識に発言や行動として現れます。そのため、知らず知らずのうちに相手を傷つけたり、キャリアに影響を及ぼしたりと様々な影響があるため、注意が必要です。

ポイント	アンコンシャス・バイアスの対処法
決めつけない 押しつけけない	「普通そうだ」「こうあるべきだ」「どうせ無理だ」 ⇒頭ごなしに決めつけないこと、相手と対話し、尊重する姿勢を持つことがカギ
相手の表情・態度の変化の「サイン」に注目	相手の心の後味がサインとなって表れる ⇒違和感をそのままにせずフォローを心掛ける
自己認知	誰にでもあり、完全に払拭できない ⇒気づこうと一人ひとりが意識すること、自分のものの見方、思考の癖に気づくことがカギ

男女共同参画センターの活動紹介

都城市男女共同参画センターでは、男女共同参画社会の実現を目指し、さまざまな講座の開催と啓発活動を行っています。

- 啓発及び能力開発に関する講座等の開催
- 情報誌の発行などの広報・啓発の推進
- 図書・書籍等の情報の収集及び提供
- 男女共同参画社会の形成に向けて活動する団体の支援など



6/23(日)～6/29(土)

～市役所 1 階市民サロンにて～

『男女共同参画週間』パネル展の開催

来場者より、「男女共同参画社会へ向けた願い」を短冊に書いていただきました☆



☺夏休み期間☺

小学生の子ども達を対象に、希望があった学童保育さんへ出前講座をおこないました。
『女らしさ・男らしさ』(ジェンダー)を考えてもらい何が問題なのか一緒に勉強しました。

話してもいいのかな

自分が悪いと思っていた。

誰にも相談なんてできなかった。

でも話してみたらこころが少し軽くなった気がした。

DVや性暴力の悩み、

受け止めてくれる人がきつという。

話しにくいこと、聞かせてくれてありがとう。

あなたは何も悪くないよ。

これからのこと、一緒に考えよう。

聞かせてほしいな



年齢・性別を問わず相談できます。

性犯罪・性暴力

SNSで相談

Cure time
(キュアタイム)

電話で相談

性犯罪・性暴力被害者の
ためのワンストップ支援センター
はやくワンストップ

#8891

性犯罪被害相談電話(警察)

ハートさん
#8103

配偶者・交際相手からの暴力

SNSで相談

**DV相談
プラス**

電話で相談

DV相談ナビ

は れ れ ば
#8008



パープルリボン
女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマークです。



内閣府
男女共同
参画局

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

被害を受けた方へ

あなたの気持ちを最優先に何が
できるのか一緒に考えます。

プライバシーも秘密もしっかり守られますので、安心して相談してください。

相談を受けた方へ

相談窓口のことを被害者の方へ
教えてあげてください。

相談先

参考情報



配偶者・交際相手
からの暴力

内閣府

DV相談ナビ

#8008



内閣府

DV相談プラス

0120-279-889



性犯罪・性暴力

内閣府

性暴力に関するSNS相談
Cure time (キュアタイム)



内閣府

性犯罪・性暴力被害者
のための
ワンストップ支援センター
はやくワンストップ

#8891



AV出演被害

警察庁

各都道府県警察の
犯罪被害相談窓口



性犯罪に係る
被害や捜査

警察庁

性犯罪被害相談電話
(全国共通)

#8103



警察庁

匿名通報ダイヤル
0120-924-839



売春強要や
人身取引

厚生労働省

困難な問題を抱える女性の
相談窓口 (女性相談支援センター)

#8778



ストーカー行為
の被害

警察庁

警察相談専用電話
#9110



職場における
セクシュアル
ハラスメント

厚生労働省

各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)



■人権侵害に関する相談

法務省

女性の人権ホットライン(全国共通) 0570-070-810

法務省

外国語人権相談ダイヤル(全国共通) 0570-090911

法務省

インターネット人権相談受付窓口
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)



法務省

LINE じんけん相談



■法的トラブルに関する相談

法務省

法テラス
犯罪被害者支援ダイヤル
(全国共通)

0120-079714



配偶者等からの暴力、デートDV、性犯罪・性暴力(インターネット上の性的な暴力を含む)、痴漢、売買春、人身取引、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、性別にかかわらず、決して許されないものです。

都城市男女共同参画センターのご案内

女性総合相談

都城市男女共同参画センターでは、女性相談員による相談窓口を開設しています。男性の方も電話相談をご利用いただけますので、ひとりで悩まずご相談ください。



相談は無料です。秘密は守ります。



電話相談

相談時間30分まで
※男性利用可

【相談専用電話 0986-23-7157】

相談日:月～金曜日(祝日、年末年始は除く)

相談時間:10:00～16:00

相談予約受付 HP



面接相談

相談時間60分まで
※**要予約**

メールで、女性総合相談の
予約・変更・キャンセルが
できます。

※メールではこころの相談や法律相談の予約、相談や困りごとの助言等を行うことはできませんのでご了承ください。

専門相談

毎月専門相談を行っております。**性別は問いません。事前に予約が必要です**ので、相談専用電話までお問合せください。開催日は変更になる場合があります。

こころの相談



女性臨床心理士
第3火曜日
10:00～12:00

法律相談



女性弁護士
第4火曜日
13:00～16:00

就職支援

サポステ出張相談



若者サポートステーション
第4木曜日
14:00～16:00

※「こころの相談」と「法律相談」では、性的マイノリティの方の相談をお受けしています。

セミナー・出前講座



当センターでは、さまざまな講座を計画しております。ホームページやチラシなどで随時案内しておりますので、ぜひご覧ください。また、出前講座も行っていますので、ご利用ください。

お問い合わせ先 0986-23-2121

都城市男女共同
参画センターHP



発行/都城市男女共同参画センター

〒885-8555 都城市姫城町 6 街区 21 号 (都城市役所北別館 2 階)

TEL 0986-23-2121 / FAX 0986-21-3034

E-Mail: danjo@city.miyakonojo.miyazaki.jp

発行月/令和 6 年 11 月